

町では、障害のある方へ 各種助成制度を設けています

●障害者医療費助成

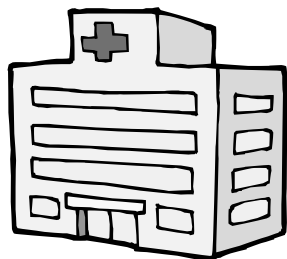
病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1を助成。（歯科診療・食事療養費・室料などは含みません）

【対象者】

- 次の項目にすべて該当する方
- ① 身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
 - ② 6歳（小学校未就学児を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方
 - ③ 所得税非課税の方

【申請に必要なもの】

領収書（レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳



●障害者通所・通院費助成

手帳をお持ちの在宅の方が町外の障害者小規模作業所、精神障害者社会復帰施設に通所する場合、また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために町外の医療機関に通院する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1を助成。（公的扶助の受給者は除く）

●人工透析患者通院費助成

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1を助成。（所得税課税の方、公的扶助の受給者は除く）

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のような場合手続きが必要です。

- ① 転居・氏名の変更
 - ② 他市町村から大山町へ転入
 - ③ 大山町から他市町村へ転出（※転出先の市町村障害福祉担当窓口で相談下さい）
 - ④ 障害者手帳を紛失・破損
 - ⑤ 障害者手帳所持者が死亡
- ◆手続きに必要なもの
- 【①・②・⑤の場合】
印鑑・障害者手帳
- 【④の場合】
印鑑・写真（約4cm×3cm）1枚

身体障害者手帳をお持ちの方へ

平成20年4月から、身体障害者手帳は10年に1度再交付を行なうことになりました。

理由は、顔写真が古くなると本人確認が困難になるためです。

◆手続きに必要なもの

印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（約4cm×3cm）1枚

◆問い合わせ先

福祉保健課
☎ 0859・54・5207
中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311

障害のある方・ 家族が所有する 軽自動車税の減免

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望されます方は、期限までに役場税務課で減免申請をしてください。

なお、前年度に減免を受けておられる方で、今年度も減免を希望されます方は、対象車両の変更等がない限り申請していただく必要はありません。

【対象車両】

- （一）、（二）のどちらかの要件をみたす軽自動車など
- （一）身体に障害のある人が所有している軽自動車などで本人または家族の方が運転するもの

（二）身体に障害のある人で年齢18歳未満の方、または精神に障害のある人と生計を同じにしている家族が所有している軽

自動車などで家族の人が運転するもの

※ただし要件を満たさない場合と、減免が受けられない場合があります。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

【受付期限】

4月20日（月）

【必要書類】

軽自動車税納付書、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）、印鑑、運転免許証

◆申請先・問い合わせ先

税務課
☎ 0859・54・5208

中国・四国地区 国立大学法人等職員採用試験

◆受験資格 昭和55年4月2日以降に生まれた者

◆受付期間 4月1日（水）～4月10日（金）

◆第1次試験日 5月17日（日）

◆問い合わせ先

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会採用試験事務室

☎ 082・424・5616